

橋本西山地域オンデマンド交通について

協議事項

NPO法人道しるべが運行している自家用有償旅客自動車運送事業の更新期限が令和7年7月12日となっている。更新にあたっては、地域公共交通会議で協議を調えることが要件となっていることから、同法人の事業更新について協議するもの。

事業概要

■ 目 的

橋本地域及び西山地域の丘陵地にお住まいの方が、高齢により移動が困難になっている状況を受け、地域住民の移動手段の一つとして、運行区域内のラストワンマイルを支援することを目的とする。

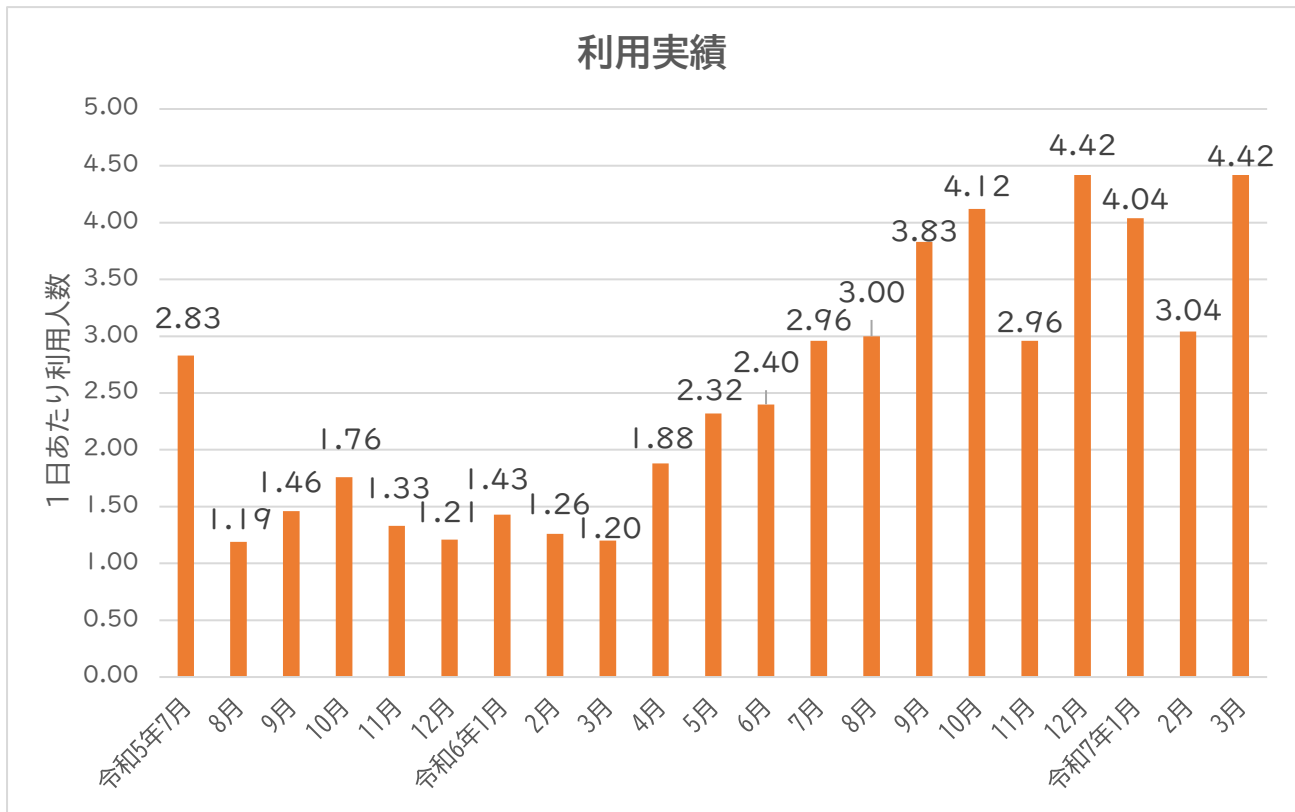
■ 概 要

- ・ 運行主体：NPO法人道しるべ
- ・ 運行形態：自家用有償旅客自動車運送事業
- ・ 運行区域：橋本地域及び西山地域
- ・ 対象者：利用登録者
- ・ 運行曜日：月曜日～土曜日
- ・ 運行時間：午前10時～午後4時
- ・ 利用料金：400円

■ これまでの経緯

令和2年	3月	第1回実証運行
	9月	第2回実証運行
令和3年	11月	第3回実証運行
令和4年	5月	第4回実証運行
	9月	八幡市地域公共交通会議で合意
	10月	合意書交付
	11月	第5回実証運行
令和5年	7月	自家用有償旅客自動車事業として登録

■ 利用実績



今後のスケジュールについて（予定）

令和7年 5月 八幡市地域公共交通会議で協議（事業更新について協議）
 6月～7月 NPO法人道しるべが近畿運輸局に更新書類提出

参 考 自家用有償旅客自動車運送事業とは

自家用有償旅客自動車運送事業とは、自家用車（白ナンバー）を使用して、報酬を得て人を運ぶ事業のことです。通常、白ナンバー車での有償運送は禁じられていますが、一定の条件下で国や自治体の許可を得た場合に限り、例外的に認められています。

主なポイント：

- ・ 白ナンバー車を使用
- ・ 運送は有償（費用負担あり）
- ・ 地域公共交通会議での承認が必要
- ・ 国土交通省への登録が必要
- ・ 営業目的での営利行為とは異なる

簡単に言えば、タクシーのような営利事業ではないが、特例として白ナンバー車で人を有償で運ぶことが許可される制度です。